

青森地域広域事務組合同規約 新旧対照表

変更案	現行																				
<p>○青森地域広域事務組合同規約</p> <p>(名称)</p> <p>第一条 この組合は、青森地域広域事務組合（以下「組合」という。）という。</p> <p>(組織する地方公共団体)</p> <p>第二条 組合は、青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町及び蓬田村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第三条 組合は、次の表の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める市町村に係る事務を共同処理する。</p>	<p>○青森地域広域事務組合同規約</p> <p>(名称)</p> <p>第一条 この組合は、青森地域広域事務組合（以下「組合」という。）という。</p> <p>(組織する地方公共団体)</p> <p>第二条 組合は、青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町及び蓬田村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第三条 組合は、次の表の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める市町村に係る事務を共同処理する。</p>																				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="73 850 860 979">一 関係市町村の一体的な振興を図るための事業の実施及び連絡調整に関する事務</td> <td data-bbox="860 850 1115 979">青森市 平内町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 979 860 1139">二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に定めるごみ処理施設及びし尿処理施設の設置及び管理に関する事務</td> <td data-bbox="860 979 1115 1139">外ヶ浜町 今別町 蓬田村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 1139 860 1251">三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に定める介護認定審査会の設置及び運営に関する事務</td> <td data-bbox="860 1139 1115 1251"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 1251 860 1315">四 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）</td> <td data-bbox="860 1251 1115 1315"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 1315 860 1474">五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務</td> <td data-bbox="860 1315 1115 1474"></td> </tr> </table>	一 関係市町村の一体的な振興を図るための事業の実施及び連絡調整に関する事務	青森市 平内町	二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に定めるごみ処理施設及びし尿処理施設の設置及び管理に関する事務	外ヶ浜町 今別町 蓬田村	三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に定める介護認定審査会の設置及び運営に関する事務		四 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）		五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1115 850 1901 979">一 関係市町村の一体的な振興を図るための事業の実施及び連絡調整に関する事務</td> <td data-bbox="1901 850 2166 979">青森市 平内町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 979 1901 1139">二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に定めるごみ処理施設及びし尿処理施設の設置及び管理に関する事務</td> <td data-bbox="1901 979 2166 1139">外ヶ浜町 今別町 蓬田村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1139 1901 1251">三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に定める介護認定審査会の設置及び運営に関する事務</td> <td data-bbox="1901 1139 2166 1251"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1251 1901 1315">四 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）</td> <td data-bbox="1901 1251 2166 1315"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1315 1901 1474">五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務</td> <td data-bbox="1901 1315 2166 1474"></td> </tr> </table>	一 関係市町村の一体的な振興を図るための事業の実施及び連絡調整に関する事務	青森市 平内町	二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に定めるごみ処理施設及びし尿処理施設の設置及び管理に関する事務	外ヶ浜町 今別町 蓬田村	三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に定める介護認定審査会の設置及び運営に関する事務		四 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）		五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務	
一 関係市町村の一体的な振興を図るための事業の実施及び連絡調整に関する事務	青森市 平内町																				
二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に定めるごみ処理施設及びし尿処理施設の設置及び管理に関する事務	外ヶ浜町 今別町 蓬田村																				
三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に定める介護認定審査会の設置及び運営に関する事務																					
四 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）																					
五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務																					
一 関係市町村の一体的な振興を図るための事業の実施及び連絡調整に関する事務	青森市 平内町																				
二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に定めるごみ処理施設及びし尿処理施設の設置及び管理に関する事務	外ヶ浜町 今別町 蓬田村																				
三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に定める介護認定審査会の設置及び運営に関する事務																					
四 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）																					
五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務																					

変更案		現行	
六 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）に定める火葬場の設置及び管理に関する事務	外ヶ浜町 今別町 蓬田村	六 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）に定める火葬場の設置及び管理に関する事務	外ヶ浜町 今別町 蓬田村
七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物の処分に関する事務	外ヶ浜町 今別町	七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物の処分に関する事務	外ヶ浜町 今別町
八 浅虫夏泊県立自然公園地区の観光整備に関する事務	青森市 平内町	八 浅虫夏泊県立自然公園地区の観光整備に関する事務	青森市 平内町
<p>（事務所の位置）</p> <p>第四条 組合の事務所は、青森市長島二丁目一番一号に置く。</p> <p>（議員の定数及び選挙の方法）</p> <p>第五条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、十七人とし、関係市町村の議会の議員のうちから、次によりそれぞれの議会において選挙する。</p> <p>一 青森市 九人</p> <p>二 平内町、外ヶ浜町、今別町及び蓬田村 各二人</p> <p>（組合議員の任期等）</p> <p>第六条 組合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。</p> <p>2 組合議員に欠員を生じたときは、その議員の属していた関係市町村の議会において、速やかに補欠選挙をしなければならない。</p> <p>3 組合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。</p> <p>（議長及び副議長）</p>		<p>（事務所の位置）</p> <p>第四条 組合の事務所は、青森市長島二丁目一番一号に置く。</p> <p>（議員の定数及び選挙の方法）</p> <p>第五条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、十七人とし、関係市町村の議会の議員のうちから、次によりそれぞれの議会において選挙する。</p> <p>一 青森市 九人</p> <p>二 平内町、外ヶ浜町、今別町及び蓬田村 各二人</p> <p>（組合議員の任期等）</p> <p>第六条 組合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。</p> <p>2 組合議員に欠員を生じたときは、その議員の属していた関係市町村の議会において、速やかに補欠選挙をしなければならない。</p> <p>3 組合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。</p> <p>（議長及び副議長）</p>	

変更案	現行
<p>第七条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長一人を選挙しなければならない。</p> <p>2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。 (特別議決)</p> <p>第八条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する市町村から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。 (執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第九条 組合に、管理者一人、代表副管理者一人、副管理者（代表副管理者を含む。）四人及び会計管理者一人を置く。</p> <p>2 管理者は、青森市長をもって充てる。</p> <p>3 代表副管理者は、東津軽郡町村会会長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 副管理者は、管理者及び代表副管理者以外の関係市町村の長をもって充てる。</p> <p>5 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。 (管理者、代表副管理者及び副管理者の任期)</p> <p>第十条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町村の長としての任期による。</p> <p>2 代表副管理者の任期は、東津軽郡町村会会長としての任期による。 (管理者、代表副管理者、副管理者及び会計管理者の職務)</p> <p>第十一条 管理者は、組合を統括し、及び代表するとともに、組合の事務を管理し、及び執行する。</p> <p>2 代表副管理者及び副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、</p>	<p>第七条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長一人を選挙しなければならない。</p> <p>2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。 (特別議決)</p> <p>第八条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する市町村から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。 (執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第九条 組合に、管理者一人、代表副管理者一人、副管理者（代表副管理者を含む。）四人及び会計管理者一人を置く。</p> <p>2 管理者は、青森市長をもって充てる。</p> <p>3 代表副管理者は、東津軽郡町村会会長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 副管理者は、管理者及び代表副管理者以外の関係市町村の長をもって充てる。</p> <p>5 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。 (管理者、代表副管理者及び副管理者の任期)</p> <p>第十条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町村の長としての任期による。</p> <p>2 代表副管理者の任期は、東津軽郡町村会会長としての任期による。 (管理者、代表副管理者、副管理者及び会計管理者の職務)</p> <p>第十一条 管理者は、組合を統括し、及び代表するとともに、組合の事務を管理し、及び執行する。</p> <p>2 代表副管理者及び副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、</p>

変更案	現行
<p>又は欠けたときは、代表副管理者がその職務を代理する。</p> <p>3 管理者及び代表副管理者とともに事故があるとき、又は管理者及び代表副管理者がともに欠けたときは、管理者があらかじめ定めた順序により副管理者がその職務を代理する。</p> <p>4 会計管理者は、組合の会計事務をつかさどる。 (監査委員)</p> <p>第十二条 組合に監査委員二人を置く。</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ一人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。 (事務局)</p> <p>第十三条 組合に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長その他の職員を置き、管理者が任免する。</p> <p>3 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。 (経費の支弁方法)</p> <p>第十四条 組合の経費は、関係市町村の負担金又は分担金、補助金、国県支出金、使用料及び手数料その他の収入をもって充てる。</p> <p>2 前項の関係市町村の負担金又は分担金の負担割合は、条例で定める。ただし、施設の建設費等に係る負担については、組合の議会において、別に定めるものとする。</p>	<p>又は欠けたときは、代表副管理者がその職務を代理する。</p> <p>3 管理者及び代表副管理者とともに事故があるとき、又は管理者及び代表副管理者がともに欠けたときは、管理者があらかじめ定めた順序により副管理者がその職務を代理する。</p> <p>4 会計管理者は、組合の会計事務をつかさどる。 (監査委員)</p> <p>第十二条 組合に監査委員二人を置く。</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ一人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。 (事務局)</p> <p>第十三条 組合に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長その他の職員を置き、管理者が任免する。</p> <p>3 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。 (経費の支弁方法)</p> <p>第十四条 組合の経費は、関係市町村の負担金又は分担金、補助金、国県支出金、使用料及び手数料その他の収入をもって充てる。</p> <p>2 前項の関係市町村の負担金又は分担金の負担割合は、条例で定める。ただし、施設の建設費等に係る負担については、組合の議会において、別に定めるものとする。</p>

変更案	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成三年二月一日から施行する。</p> <p>(事務の承継等)</p> <p>2 組合は、平成三年一月三十一日をもって解散する浅虫夏泊観光事務組合、青森・平内地区環境整備組合、蟹田地区環境整備事務組合及び今別・三厩地区環境整備事務組合の事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項の許可及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三十五条の許可に関する事務を除く。）を承継するものとする。</p>	<p><u>(基金の設置)</u></p> <p><u>第十五条 関係市町村の一体的な振興を図るため、条例で定めるところにより、基金を設置する。</u></p> <p><u>2 基金は、関係市町村からの出資金及び青森県からの助成金により積み立てるものとする。</u></p> <p><u>(出資金の額)</u></p> <p><u>第十六条 関係市町村の出資金の額は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>(処分の制限)</u></p> <p><u>第十七条 基金に積み立てた関係市町村からの出資金及び青森県からの助成金に相当する額は、処分することができない。</u></p> <p><u>(基金財産に対する関係市町村の権利)</u></p> <p><u>第十八条 組合が解散する場合又は組合から脱退する場合の基金に属する財産に対する関係市町村の権利は、関係市町村の出資の割合による。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成三年二月一日から施行する。</p> <p>(事務の承継等)</p> <p>2 組合は、平成三年一月三十一日をもって解散する浅虫夏泊観光事務組合、青森・平内地区環境整備組合、蟹田地区環境整備事務組合及び今別・三厩地区環境整備事務組合の事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項の許可及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三十五条の許可に関する事務を除く。）を承継するものとする。</p>

変更案	現行
<p>3 平成三年一月三十一日において蟹田地区環境整備事務組合及び今別・三厩地区環境整備事務組合の採用による職員であった者は、引き続き組合の職員となるものとする。</p> <p>附 則（平成三年一〇月指令第四三五〇号） （施行期日） この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成六年三月指令第一〇四一号） （施行期日） この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成九年一〇月指令第三二四一号） （施行期日） この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成一一年四月指令第一四六六号） この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成一五年五月指令第一〇七三号） （施行期日等） この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の青森地域広域事務組合同規約第三条の表第六号の規定は平成十四年十二月一日から、同表第八号の規定は平成十二年十月一日から適用する。</p> <p>附 則（平成一七年三月指令第九三九号） （施行期日） この規約は、平成十七年四月一日から施行する。</p>	<p>3 平成三年一月三十一日において蟹田地区環境整備事務組合及び今別・三厩地区環境整備事務組合の採用による職員であった者は、引き続き組合の職員となるものとする。</p> <p>附 則（平成三年一〇月指令第四三五〇号） （施行期日） この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成六年三月指令第一〇四一号） （施行期日） この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成九年一〇月指令第三二四一号） （施行期日） この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成一一年四月指令第一四六六号） この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成一五年五月指令第一〇七三号） （施行期日等） この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の青森地域広域事務組合同規約第三条の表第六号の規定は平成十四年十二月一日から、同表第八号の規定は平成十二年十月一日から適用する。</p> <p>附 則（平成一七年三月指令第九三九号） （施行期日） この規約は、平成十七年四月一日から施行する。</p>

変更案	現行
<p>附 則（平成一九年二月指令第二三七号） （施行期日） この規約は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二〇年一〇月指令第二二九八号） （施行期日） この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二六年十一月県知事指令第二五四三号） （施行期日）</p> <p>1 この規約は、平成二十七年四月一日から施行する。 （事務の承継等に関する経過措置）</p> <p>2 青森地域広域事務組合（以下「組合」という。）は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日をもって解散した青森地域広域消防事務組合の事務の全てを承継するものとする。</p> <p>3 施行日の前日をもって解散した青森地域広域消防事務組合の管理者が調整した決算については、組合の監査委員が審査を行い、これを組合の議会の認定に付し、組合の管理者が当該認定に付した決算の要領を住民に公表するものとする。</p> <p>4 施行日の前日において青森地域広域消防事務組合の採用による職員であった者は、施行日以後引き続き組合の職員となるものとする。</p> <p>5 この規約の施行の際現に施行日の前日をもって解散した青森地域広域消防事務組合の名称が表示されている車両、看板等のうち、その改修又は除却が容易でないと組合の管理者が認めるものについては、当分の間、これら青森地域広</p>	<p>附 則（平成一九年二月指令第二三七号） （施行期日） この規約は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二〇年一〇月指令第二二九八号） （施行期日） この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二六年十一月県知事指令第二五四三号） （施行期日）</p> <p>1 この規約は、平成二十七年四月一日から施行する。 （事務の承継等に関する経過措置）</p> <p>2 青森地域広域事務組合（以下「組合」という。）は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日をもって解散した青森地域広域消防事務組合の事務の全てを承継するものとする。</p> <p>3 施行日の前日をもって解散した青森地域広域消防事務組合の管理者が調整した決算については、組合の監査委員が審査を行い、これを組合の議会の認定に付し、組合の管理者が当該認定に付した決算の要領を住民に公表するものとする。</p> <p>4 施行日の前日において青森地域広域消防事務組合の採用による職員であった者は、施行日以後引き続き組合の職員となるものとする。</p> <p>5 この規約の施行の際現に施行日の前日をもって解散した青森地域広域消防事務組合の名称が表示されている車両、看板等のうち、その改修又は除却が容易でないと組合の管理者が認めるものについては、当分の間、これら青森地域広</p>

変更案	現行														
<p>域消防事務組合の名称が表示されている車両、看板等を青森地域広域事務組合の名称が表示されているものとみなして使用することができる。</p> <p>附 則（平成二九年七月指令第一七七四号）</p> <p>この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和四年●月指令第●号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>この規約は、令和四年十二月二十八日から施行する。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>域消防事務組合の名称が表示されている車両、看板等を青森地域広域事務組合の名称が表示されているものとみなして使用することができる。</p> <p>附 則（平成二九年七月指令第一七七四号）</p> <p>この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。</p> <p><u>別表（第16条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 635 2152 1038"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 635 1630 692"><u>市町村名</u></th> <th data-bbox="1632 635 2152 692"><u>出資金の額（千円）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 694 1630 751">青森市</td> <td data-bbox="1632 694 2152 751">712,350</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 753 1630 810">平内町</td> <td data-bbox="1632 753 2152 810">62,820</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 812 1630 869">外ヶ浜町</td> <td data-bbox="1632 812 2152 869">104,580</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 871 1630 928">今別町</td> <td data-bbox="1632 871 2152 928">38,790</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 930 1630 987">蓬田村</td> <td data-bbox="1632 930 2152 987">34,830</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 989 1630 1038">合計</td> <td data-bbox="1632 989 2152 1038">953,370</td> </tr> </tbody> </table>	<u>市町村名</u>	<u>出資金の額（千円）</u>	青森市	712,350	平内町	62,820	外ヶ浜町	104,580	今別町	38,790	蓬田村	34,830	合計	953,370
<u>市町村名</u>	<u>出資金の額（千円）</u>														
青森市	712,350														
平内町	62,820														
外ヶ浜町	104,580														
今別町	38,790														
蓬田村	34,830														
合計	953,370														